

契 約 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院 院長 宮田量治（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙が灯油を甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- （1）品質及び予定数量 白灯油 150,000ℓ
- （2）単 価 白灯油 1ℓ 当たり 円
- （3）契 約 期 間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- （4）受 渡 場 所 山梨県立北病院灯油タンク設置場所
- （5）契 約 保 証 金 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条
第3号の規定により免除

（納入方法）

第2条 乙は、前条第3号の契約期間中、甲の発注あるごとに、その都度、甲が指定する日までに契約対象品（以下「現品」という。）を納入するものとする。この場合において、乙は、納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第3条 甲は、現品の納入を受けたときは、直ちに乙の職員の立合いのもとに検査を行う。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 現品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険の負担）

第4条 現品受領の前に生じた現品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（代金の支払）

第5条 乙は、毎月、月の初めに、前月中に納入した分を取りまとめ、甲の確認を得て、その代金の支払いを甲に請求するものとする。

- 2 前項の請求額は、第1条に定める単価に納入量を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額とする。
- 3 甲は、乙からの適法な支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第6条 甲の責に帰する事由により第5条の支払期日までに売買代金を支払わない場合は、乙は、甲に対して前条の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に百円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

（事情変更）

第7条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があったときは、甲乙協議の上、第1条に定める単価を変更することができるものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）乙の責めに帰すべき事由により、乙が納入期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）この契約の履行に関し、乙に不正の行為があったとき。
- （3）乙が契約上の責務を履行しないと認められるとき。
- （4）乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- （5）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条（以下「刑法の規定」という。）若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

（違約金）

第9条 前条第1項第1号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約単価に予定数量から納品が済んだ数量を除いた数量を乗じ、当該額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。
- 4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程の定めるところによるものとする。

第11条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

令和7年10月1日

甲 韮崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人 山梨県立病院機構
山梨県立北病院 院長 宮田 量治

乙